

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局

## 生活衛生課

### 生活衛生関係営業の活性化・振興について

#### 平成27年度予算、平成26年度補正予算 及び平成27年度税制改正

予算

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金:  
1,028百万円(1,000百万円)
  - ・生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業
- 被災した生活衛生関係営業者への支援:448百万円(71百万円)
  - ・生活衛生関係営業対策事業費補助金
  - ・株式会社日本政策金融公庫出資金

融資

- 貸付計画額: 1,150億円  
(日本政策金融公庫補給金: 22億円、出資金3億円(補正予算関係))
- 貸付制度の拡充
  - ・福祉増進関連事業施設貸付の拡充  
(高齢者・障害者が円滑に利用できるために行設備投資について金利の引き下げ)
  - ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援(補正予算関係)

税制

- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
  - ・振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。
- 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

都道府県・生活衛生営業指導センターにおける関連施策

- ✓環境衛生監視員の監視指導の計画的実施
- ✓組合員への衛生情報の周知に係る生活衛生同業組合の活用
- ✓自主管理点検表の活用・普及

- ★生活衛生水準の維持・向上
- ★生活衛生関係営業の振興、活性化、基盤の安定

- ✓新規開設者等への生衛法や組合等に関する情報提供の推進
- ✓都道府県生活衛生営業指導センターの積極活用、経営指導員・経営特別相談員の相談・指導の充実

# 生活衛生関係営業者の資金繰り対策等

(株) 日本政策金融公庫への政府出資金

エネルギー価格の高止まり対策など地域における生活衛生関係営業の投資促進や基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

## ■ 事業概要

26年度補正予算：3.03億円

### ○ 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策

- ✓ 生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ  
(原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている場合：基準利率より△0.2%、うち小規模事業者△0.4%、経営支援型：△0.4%)

### ○ 生活衛生関係営業の女性活躍推進、創業支援

- ✓ 女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ  
(適用利率より△0.2%、女性・若者又はUターン等の場合△0.3%)
- ✓ 無担保融資に係る要件の緩和等  
(女性の少額での創業について勤務要件等の撤廃、貸付期間の拡充等)
- ✓ 子育て支援に取り組む者への金利引下げ  
(「くるみんマーク」の認定を受けた事業者：基準利率より△0.65%等)

### ○ 生活衛生関係営業の地方創生支援

- ✓ 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設  
(女性、若者、シニア向けの創業資金：基準利率より△0.4%等)
- ✓ Uターン等で創業する者について金利引下げ（適用利率より△0.3%）（再掲）
- ✓ 耐震改修関連貸付制度の特例の継続（基準利率より△1.05%）

## ■ 生活衛生同業組合活動推進月間の実施に向けて

（平成26年7月10日厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

### ✓ 生活衛生同業組合の活動推進等の機運を全国的に高めていく方策

- ・（一社）全国生活衛生同業組合中央会による「生活衛生同業組合活動推進月間」の実施。（毎年11月）
- ・関係機関や関係団体の連携のもと生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開。

### ■ 5つの重点活動項目

- ① 衛生遵守に関する自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合によるネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成、若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進

### お願い事項

- 行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合から依頼があれば、月間について後援等のご協力方よろしくお願いします。
- 各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し、生活衛生同業組合に関する情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してもご配慮をよろしくお願いします。

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

## 【概要】

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。（63法律を一括改正）

## 【改正内容】

### ○ 国（地方厚生局長）から地方公共団体（都道府県知事）への事務・権限の移譲等 （生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）

- ・振興計画の認定及び実施状況の報告
- ・振興計画の変更及び認定の取消し

### （理容師法）

- ・理容師に係る養成施設の指定（養成施設の監督・変更・廃止含む）

### （美容師法）

- ・美容師に係る養成施設の指定（養成施設の監督・変更・廃止含む）

## 【施行期日】

平成27年4月1日

# 広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

### ○広域火葬計画の策定・広域火葬体制の整備の必要性

- ・大規模災害により多数の御遺体の発生、火葬場被災の可能性  
被災地の火葬場のみでは円滑な火葬実施に支障発生のおそれ。  
→ 御遺体を円滑に火葬する体制の確保が重要
- ・都道府県は、広域的な火葬に関する計画の策定に努める（厚生労働省防災業務計画）。

### ○政府の取組

#### 「広域火葬計画の策定について」（H9.11.13衛企第162号）

- ・都道府県が広域火葬計画を策定するまでの留意事項等として、①計画策定上の留意事項、②計画の記載事項、③広域火葬体制の整備、④計画策定後の措置を定める。

#### 「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」

#### （H26.7.30健衛発第0730第1号）

- ・政府において、関係各省の密接な連携のもと、①地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進、②広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を進める。

### ○広域火葬計画の実施状況（平成26年11月現在）

- ・計画策定済み 29件（うち11件は、地域防災計画等の一環として策定）

各都道府県におかれましては、本年夏までに、関係部局の連携のもと、広域火葬計画の策定、近隣地方公共団体の相互扶助協定等の締結、関係団体との資機材確保や搬送等に係る協定の締結等の取組を進め、広域的な火葬体制の確保に特段の御配慮をお願いしたい。